

経 済 産 業 省

平成 25 年 11 月 6 日

稲村 和美 殿

近畿経済産業局

10kW 以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 6 条第 2 項に基づき、再生可能エネルギー発電設備の認定をしたので、下記のとおり通知する。

記

設 置 者 名	稲村 和美
代 表 者 名	
設 備 所 在 地	兵庫県尼崎市大高洲町 8
発 電 設 備 区 分	太陽光発電設備（10kW 以上）
設 備 I D	A777903E28
発 電 出 力	48.5kW
認 定 日	平成 25 年 11 月 6 日
備 考	

- ※ 1 電気事業者との契約手続にはこちらの認定書が必要になりますので、電気事業者の申込受付窓口等での契約手続の際はお忘れなくお持ち下さい。
- ※ 2 太陽光発電パネルの増設などに伴い発電出力が変更される場合や設置者（電気事業者との契約名義）などが変わる場合には軽微変更届出が必要になります。再エネ設備管理システムホームページ(<http://www.fit.go.jp>)の操作マニュアル等に入力方法等が掲載されておりますので、ご覧下さい。
- ※ 3 運転開始後 1 ヶ月以内に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則様式第 7 の再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報を認定を受けた各地方経済産業局へ提出してください。様式は資源エネルギー庁ホームページ(<http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/index.html>)からダウンロードすることができます。なお、期限を過ぎても提出の確認ができない場合は確認の連絡を致します。また、虚偽の報告をしたことが判明した場合は認定の取り消しもあり得る点御留意下さい。

経 済 産 業 省

平成 25 年 11 月 6 日

稲村 和美 殿

近畿経済産業局

10kW 以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 6 条第 2 項に基づき、再生可能エネルギー発電設備の認定をしたので、下記のとおり通知する。

記

設 置 者 名	稲村 和美
代 表 者 名	
設 備 所 在 地	兵庫県尼崎市東海岸町 16-1
発 電 設 備 区 分	太陽光発電設備（10kW 以上）
設 備 I D	A777902E28
発 電 出 力	15.3kW
認 定 日	平成 25 年 11 月 6 日
備 考	

- ※ 1 電気事業者との契約手続にはこちらの認定書が必要になりますので、電気事業者の申込受付窓口等での契約手続の際はお忘れなくお持ち下さい。
- ※ 2 太陽光発電パネルの増設などに伴い発電出力が変更される場合や設置者（電気事業者との契約名義）などが変わる場合には軽微変更届出が必要になります。再エネ設備管理システムホームページ(<http://www.fit.go.jp>)の操作マニュアル等に入力方法等が掲載されておりますので、ご覧下さい。
- ※ 3 運転開始後 1 ヶ月以内に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則様式第 7 の再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報を認定を受けた各地方経済産業局へ提出してください。様式は資源エネルギー庁ホームページ(<http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/index.html>)からダウンロードすることができます。なお、期限を過ぎても提出の確認ができない場合は確認の連絡を致します。また、虚偽の報告をしたことが判明した場合は認定の取り消しもあり得る点御留意下さい。